

長教保第 76 号

令和 2 年 5 月 7 日

保育園、認定こども園、地域型保育施設に
お子さまが通う保護者の皆さま

長岡市教育長 金澤 俊道

緊急事態宣言の期間延長に伴う
家庭での保育の協力等の延長について（お願い）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 16 日付けで政府から発令された全都道府県に対する緊急事態宣言が延長されました。

政府の決定を受け、長岡市においても更なる感染拡大を防止するため、できる限り家庭での保育にご協力をお願いする期間についても延長することとしました。保護者の皆さまには引き続きご負担をおかけしますが、子どもたちを感染のリスクから守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、お仕事等によりやむを得ず保育を必要とする場合は、引き続き施設をご利用いただけます。

記

1 家庭での保育の協力をお願いする期間

令和 2 年 5 月 1 日（月曜日）から 5 月 31 日（日曜日）まで

※今後の状況により期間等を変更する場合があります。

2 家庭での保育により登園しなかった場合の保育料の減額について（3号認定の方）

家庭での保育によりお休みした日数分の保育料は日割り計算により減額となります。

※減額（還付）の取扱いについては、別途通知いたします。

3 その他

お仕事等の都合により、引き続き施設をご利用いただく場合は、お子さまの毎日の体温測定等による健康状態の把握に努め、体調不良が見られる際には、登園を控えていただくようお願いいたします。

本人及び家族の感染が疑われる場合は、お子さまが通う施設に、速やかに状況を報告してください。

担当：長岡市教育委員会
子ども未来部保育課
電話：(0258) 39 - 2219